

国税庁報告資料

令和6年10月22日
課税部酒税課



Japan. “Kampai” to the world.

国税庁の取組状況について

令和6年10月

国 税 庁



酒類の容器及び包装には、酒税の検査取締上の見地から、当該酒類の品目等、所定の事項を表示することが義務付けられています。また、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため、財務大臣は、酒類の製法、品質その他政令で定める事項の表示について必要な基準を定めることができるとされています。

このほか、食品表示法、米トレーサビリティ法、日本農林規格等に関する法律（JAS法）など、制度目的が異なった各種の表示ルールが適用されています。

酒類業組合法に基づく酒類の品目等の表示義務

- 酒税の保全を目的として、酒類の容器及び包装に次の表示を義務付けている。
製造業者の氏名又は名称、所在地、内容量、品目、アルコール分、税率適用区分及び発泡性を有する旨

酒類業組合法に基づく酒類の表示基準

- 酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため、国税庁が定める次の告示により酒類の表示ルールを定めている。
清酒の製法品質表示基準（平成元年11月国税庁告示第8号）、果実酒等の製法品質表示基準（平成27年10月国税庁告示第18号）、酒類の地理的表示に関する表示基準（平成27年10月国税庁告示第19号） 等

食品表示法に基づく食品表示基準

- 食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に資するため、酒類の容器及び包装に次の表示を義務付けている。
名称（品目）、添加物、内容量、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所、製造所等の所在地及び製造者等の名称等、L-フェニルアラニン化合物を含む旨 等



- 国税庁では、市販されている酒類を買い上げて理化学分析や品質評価等を行い、酒類の安全性・品質の確認を行うとともに、アルコール分などの表示等が適正であるかについて確認を行いました。
分析の結果、食品衛生法上に基準値のある汚染物質や使用基準が定められている食品添加物について問題のある酒類はありませんでした。
- また、消費者が安心して酒類を購入できるように、酒類製造業者に対して、酒類の表示義務事項、表示基準及び食品表示法に基づく記載事項に関する確認調査を行うとともに、市販酒類調査の結果を踏まえ、適正な表示が確保されるよう指導しました。

＜全国市販酒類調査＞

会計年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
調査点数	2,336件	2,116件	1,630件	1,583件	1,490件	1,584件

＜酒類業組合法に基づき義務付けられた主な表示事項の表示がない酒類の割合＞

事務年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
割合	0.7%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	1.8%

(注) 令和5年度から、「20歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」に基づく表示に問題のあったものを含んでいる。

＜酒類業者に対する表示事項確認調査実施件数＞

事務年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
調査実施件数	682件	654件	298件	707件	765件	619件

(注) 調査件数619件のうち、食品表示基準に基づく記載事項の不備は3件(表示事項の誤表記等)。